

# 「秦野市障害者福祉計画（第5期）案」に対する パブリック・コメント手続きの実施結果について

## 1 意見募集期間

令和元年11月20日（水）から同年12月20日（金）まで

## 2 意見募集の周知方法

広報はだの11月15日号及び市ホームページ

## 3 計画案の公表の方法

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) 障害福祉課における閲覧

## 4 意見提出の方法

郵送、FAX、電子メール及び持参

## 5 提出された意見、提案等の件数の内訳及び対応状況

反 映 区 分	件 数
A：意見等の趣旨等を計画に反映したもの	2件
B：意見等の趣旨等はすでに計画に反映されていると考えるもの	4件
C：今後の取り組みにおいて参考とさせていただくもの	1件
D：計画に反映できないもの	1件
E：その他	5件
合 計	13件

秦野市障害者福祉計画(第5期)案に寄せられた御意見等に対する考え方について

番号	計画案該当箇所	御意見等の概要	反映区分	御意見等に対する考え方
1	第2章 秦野市における障害者を取り巻く状況 ～ 第3章 障害の早期発見と早期療育体制の充実	全体を通して、広義の発達障害に含まれるであろうASD(自閉症スペクトラム・アスペルガー症候群)、ADHDなども知的障害と分類した上で、この福祉計画が策定されているか。 例えば、療育手帳所持者、精神障害者手帳所持者の推移を比較的前のページに持ってきて、具体的に下していく構成になっているようだが、P18でいきなり発達障害が出てくる。 そのようなストーリー上の整合性はどのようになっているか。	E	本計画においては、ASD、ADHD(注意欠陥多動性障害)等の発達障害をそのまま知的障害であるとは分類しておりません。 第2章の表やグラフについては、障害者を取り巻く状況を端的伝えるために手帳所持者の推移を掲載しており、第3章では、ライフステージごとに障害福祉施策を示す構成になっているため、まず未就学児における発達障害について言及しています。  【ASD(自閉症スペクトラム障害)】 人とのコミュニケーションが上手にとれなかったり、自分が関心を持った行動・物・習慣などに対する強いこだわりがあることや、音や光といった感覚刺激に対する過敏さ、または鈍感さを特徴とする障害。  【アスペルガー症候群】 広い意味での自閉症に含まれる一つのタイプで、「コミュニケーション障害」「対人・社会性の障害」「パターン化した行動、こだわり」などを特徴とする障害。  【ADHD(注意欠陥多動性障害)】 「集中できない(不注意)」「じっとしていられない(多動・多弁)」「考えるよりも先に動く(衝動的な行動)」などを特徴とする障害。
2	第2章 障害種別身体障害者手帳所持者数の推移	「内部障害」という言葉が出てくるが、どういう意味なのか注釈が必要。 身体障害者の内部障害の意味が理解できなかった。	A	内部障害というのは、心臓、呼吸器、腎臓など内蔵の機能障害のことです。 なお、説明が必要な語句については、巻末に「用語解説」を掲載し、その中で解説します。
3	第2章 障害者数の推計	身体に比べて知的や精神障害の漸増が著しいですが、これは、どのような理由によるものか。	E	知的障害については、神奈川県では、知能指数が境界線級である場合、自閉症の診断書を添付し、判定機関が認定した場合、軽度の手帳が交付されるため、発達障害をもつ方の手帳申請者が増加していることや、障害福祉サービスの拡充によりサービスの利用のための申請が増え、手帳所持者の増加につながっていると考えられます。 精神障害に関しては、精神疾患に関する認知度が高まっていることや、受診することへの抵抗が無くなってきていることが考えられます。 また、障害者の法定雇用率が変わり、雇用義務の対象に精神障害者が加わったことも理由のひとつではないかと考えられます。
4	第3章 障害の早期発見と早期療育体制の充実	こども家庭支援課、障害福祉課との連携実績や事例について知らせて欲しい。	E	こども家庭支援課で実施している乳幼児の健診などで、言葉の遅れや発達障害の疑いのあるお子さんやことばの相談室の申請があったお子さんの情報を四者事務連絡会の中で情報共有しています。

番号	計画案該当箇所	御意見等の概要	反映区分	御意見等に対する考え方
5	第3章 学齢期の施策	発達障害のある生徒に対しての登校支援として、登校時に同級生が迎えに行き一緒に登校する等の体制を組んでいるようだが、ある例を挙げれば、当生徒の体調によっては、しばしば遅刻する状況が生じており、同行する同級生の親からは、“支援できない”という要望が出されている話を聞く。こういうケースについて、学校や行政としては、どういう対策を取るべきと考えるか。	D	各学校では、保護者や児童・生徒と必要な支援内容や方法について、よく話し合う機会を設けることが必要であると考えています。
6	第3章 障害者を雇用する事業 所への補助	障害者雇用実績ですが、平成30年度23社39人について、39人の内訳(身体、精神、知的障害)を知りたい。 100%の雇用実績となっているのか。 さらには、なっていない場合の課題は何か。それに対しての施策は考えられているか。	E	平成30年度補助実績 身体:13人、知的:21人、精神:5人 神奈川労働局発表したハローワーク松田管内の民間企業における障害者実雇用率は2.39%(令和元年6月1日現在)となっており、法定雇用率である2.2%を上回りました。 各企業の努力により、障害者雇用率は上昇傾向にありますが、平成30年4月の法改正で、雇用義務が従業員数45.5人以上の事業所に拡大したこともあり、法定雇用率達成企業の割合は56.5%(令和元年6月1日現在)となっています。引き続き、国・県と連携して障害者の雇用環境の整備等について啓発に努めます。
7	第3章 市職員の障害者雇用	市職員障害者雇用について、最新年度の実績は何名なのか、身体、精神、知的障害の内訳は、どのようになっているか。	E	令和元年6月1日時点の市職員の障害者雇用率算定に係る障害者数は20.5人であり、全て身体障害者です。
8	第4章 障害者施策・高齢者施策の連携	高齢を迎えた身体障害者を高齢障害者と定義しているが、高齢となった知的や精神障害者の対策はどこに盛り込んであるのか。	B	高齢を迎えた身体障害者を高齢障害者と定義しているわけではなく、高齢化が進む身体障害者への対応が現在の課題となっていることを記載しております。 高齢を迎えた知的障害者、精神障害者についても第4章「高齢期の施策」や第5章「生涯にわたっての施策」の対象に含まれています。
9	第3章 地域防災体制整備促進	避難行動要支援者について、名簿を各自治会に投げているだけで、具体的にどのように活用を図っているかの事例が示されていない。 また、計画案では、「この名簿を活用した実践的な避難訓練を行えるように促進」となっているが、避難所運営委員会でそういう議論がされているのか。	A	令和元年の台風15号、19号では、一部の自治会、民生委員が名簿を活用し、要支援者を避難所まで搬送したり、平常時においても名簿を活用した見回りや相談・調整を行ったりしていますので、個別施策「地域防災体制整備推進」の現状に記載します。  避難所運営委員会の中には、自治会及び民生委員で構成された「救護・女性・要配慮者支援班」があり、避難所での要配慮者の受入れ体制及び避難生活スペースなどの議論をしています。
10	第3章全般	一般的に「障害」「障害者」という文言が随所に出てくるが、身体障害のことなのか、知的なのか精神なのか、あるいは発達障害、認知症高齢者まで含めるのか、その説明がほとんどないために混乱してしまう。 どの障害者のことを言っているのか…ということの説明が不足している。 知的障害者に対してはこうですか、精神障害はこうですか、発達障害に特化した施策はこれですか…そのような切り分けが必要と感じる。	B	本計画において障害者とは、「障害者手帳を所持しているすべての方」を意味しており、一部の障害だけを意味する場合には、それぞれ個別の名称で表記しています。

番号	計画案該当箇所	御意見等の概要	反映区分	御意見等に対する考え方
11	第3章 統合保育・教育の実施	統合保育を行う上で重要なことは、保育士の障害への知識の豊富さのようです。 ぜひ、研修などを充実していただき多くの保育士に知識と経験を豊富にしていきたい。	B	保育教諭は、個別の発達支援の手立てとして、巡回相談における臨床心理士の継続的な指導を受け、個々の発達段階に即した支援に努めており、就学先への滑らかな接続につながっています。 臨床心理士からの具体的な指導は、保育教諭の障害への理解を深めるとともに、保護者との連携を図っています。 また、研修を通して、専門的な知識を得ることや経験を積み重ねていくことが必要であるため、今後も更に、研修会を充実させ受講できる機会を作ります。
12	第3章 教育研修会の実施	特別支援学級担当者会や教育支援助手研修会、介助員研修会の開催が少なく感じます。 今後も障害児童が増加することを考えると不安ですので、研修会を増やしていただきたい。 また、より多くの参加者が出られるよう工夫していただきたい。	B	支援を必要とする児童・生徒が増えているため、今後も子ども達の支援にいかせるような充実した研修会を実施していきます。
13	第3章 学齢児の放課後等デイサービスの充実	放課後等デイサービスは、子どもの発達に必要な訓練・指導など療育的な事業とありますが、現状、市内の放課後等デイサービスでは、単なる居場所となっているところがあるそうです。 保護者の方も療育を期待していると思います。 しっかり療育していただけるよう、指導とチェックをしていただきたい。	C	御意見を参考に保護者の方の意向も踏まえ、事業所の登録をしている県とも連携を取りながら、療育の質を高めるよう事業所と調整していきたいと思えます。